

高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ 規約

令和3年3月24日

(名称)

第1条 本会は、「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)という。

(目的)

第2条 WGは、令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」に基づき、高台まちづくりを推進するため、地域ごとの水害リスク等を踏まえた高台まちづくりのあり方や、モデル地区等における高台まちづくりの実践等の過程で生じた課題等に対する具体的な推進方策について検討を行うことを目的とする。

(連絡会議との関係)

第3条 WGは、「災害に強い首都『東京』の形成に向けた連絡会議」(以下「連絡会議」という。)の規約第6条に基づき設置する。

2 WGの検討結果については、連絡会議に報告を行うものとする。

(構成)

第4条 WGは別紙に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第5条 WGに委員長、副委員長を置く。

2 委員長はWGを代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があったときは、副委員長が会務を総理する。

4 WGは、委員長が招集する。

5 WGについて委員長、副委員長以外は代理出席を認めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、構成員以外のものをWGに出席させ、説明を求めることができる

7 WGは、原則公開とする。なお、WGの議を経て非公開にすることができる。

8 WG配布資料は、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

9 WGにおける議事要旨については、WG後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、国土交通省及び東京都のウェブサイトに掲載するものとする。

(書面による議事)

第6条 委員長は、やむを得ない理由によりWGを開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決によりWGの開催に代えることができる。

(事務局)

第7条 WGの事務局は、国土交通省水管理・国土保全局治水課、東京都都市整備局市街地整備部が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、WGの運営に関して必要な事項は、委員長が別途定める。

付則 この規約は、令和3年3月24日から施行する。

高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ

委員名簿

- 内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）
国土交通省 都市局 市街地整備課長
◎ 国土交通省 水管理・国土保全局 治水課長
国土交通省 道路局 環境安全・防災課長
国土交通省 関東地方整備局 統括防災官
国土交通省 関東地方整備局 建政部長
国土交通省 関東地方整備局 河川部長
国土交通省 関東地方整備局 道路部長
東京都 総務局 総合防災部 防災計画担当部長
東京都 都市整備局 都市づくり政策部長
東京都 都市整備局 都市基盤部長
○ 東京都 都市整備局 市街地整備部長
東京都 建設局 道路管理部長
東京都 建設局 公園緑地部 公園計画担当部長
東京都 建設局 河川部長
墨田区 副区長
江東区 副区長
大田区 副区長
北区 副区長
板橋区 副区長
足立区 副区長
葛飾区 副区長
江戸川区 副区長

（オブザーバー）

- （独）都市再生機構 事業企画室長
東日本高速道路（株） 管理事業本部 本部付部長
首都高速道路（株） 保全・交通部長

◎委員長
○副委員長
※敬称略